

感染症類型	対象感染症名	報告時期	届出義務者及び届出先
一類感染症	1 エボラ出血熱	診断したら直ちに	診断した医師が最寄りの保健所を通じて都道府県知事(政令市長)に届出
	2 クリミア・コンゴ出血熱		
	3 痘そう		
	4 南米出血熱		
	5 ベスト		
	6 マールブルグ熱		
	7 ラッサ熱		
二類感染症	1 急性灰白髄炎	診断したら直ちに	診断した医師が最寄りの保健所を通じて都道府県知事(政令市長)に届出
	2 結核		
	3 ジフテリア		
	4 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)		
	5 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)		
	6 鳥インフルエンザ(H5N1)		
	7 鳥インフルエンザ(H7N9)		
三類感染症	1 コレラ	診断したら直ちに	診断した医師が最寄りの保健所を通じて都道府県知事(政令市長)に届出
	2 細菌性赤痢		
	3 腸管出血性大腸菌感染症		
	4 腸チフス		
	5 パラチフス		
四類感染症	1 E型肝炎	診断したら直ちに	診断した医師が最寄りの保健所を通じて都道府県知事(政令市長)に届出
	2 ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む。)		
	3 A型肝炎		
	4 エキノコックス症		
	5 エムボックス(令和5年5月26日感染症法上の名称変更)		
	6 黄熱		
	7 オウム病		
	8 オムスク出血熱		
	9 回帰熱		
	10 キャサヌル森林病		
	11 Q熱		
	12 狂犬病		
	13 コクシジオイデス症		
	14 ジカウイルス感染症(平成28年2月15日追加)		
	15 重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)(平成25年3月4日追加)		
	16 腎症候性出血熱		
	17 西部ウマ脳炎		
	18 タニ媒介脳炎		
	19 炭疽		
	20 チクングニア熱(平成23年2月1日追加)		
	21 つつが虫病		
	22 デング熱		
	23 東部ウマ脳炎		
	24 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く。)		
	25 ニパウイルス感染症		
	26 日本紅斑熱		
	27 日本脳炎		
	28 ハンタウイルス肺症候群		
	29 Bウイルス病		
	30 鼻疽		
	31 ブルセラ症		
	32 ベネズエラウマ脳炎		
	33 ヘンドラウイルス感染症		
	34 発しんチフス		
	35 ボツリヌス症		
	36 マラリア		
	37 野兎病		
	38 ライム病		
	39 リッサウイルス感染症		
	40 リフトバレー熱		
	41 類鼻疽		
	42 レジオネラ症		
	43 レプトスピラ症		
	44 ロッキー山紅斑熱		

感染症類型	対象感染症名	報告時期	届出義務者及び届出先
五類感染症	1 アメーバ赤痢	診断から7日以内(74. 侵襲性髄膜炎菌感染症、84. 風しん、85. 麻しんは診断したら直ちに届出を行ってください。)	診断した医師が最寄りの保健所を通じて都道府県知事(政令市長)に届出
	2 ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)		
	3 カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症(令和5年5月26日感染症法上の名称変更)		
	4 急性弛緩性麻痺(平成30年5月1日追加)		
	5 急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)		
	6 クリプトスポリジウム症		
	7 クロイツフェルト・ヤコブ病		
	8 劇症型溶血性レンサ球菌感染症		
	9 後天性免疫不全症候群		
	10 ジアルジア症		
	11 侵襲性インフルエンザ菌感染症(平成25年4月1日追加)		
	12 侵襲性髄膜炎菌感染症(平成25年4月1日追加)		
	13 侵襲性肺炎球菌感染症(平成25年4月1日追加)		
	14 水痘(入院例に限る。)(平成26年9月19日追加)		
	15 先天性風しん症候群		
	16 梅毒		
	17 播種性クリプトコックス症(平成26年9月19日追加)		
	18 破傷風		
	19 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
	20 バンコマイシン耐性腸球菌感染症		
	21 百日咳		
	22 風しん		
	23 麻しん		
	24 薬剤耐性アシネトバクター感染症(平成26年9月19日追加)		
	25 多剤耐性緑膿菌感染症		
	【小児科定点】	感染症発生動向調査事業で指定された医療機関から定期的に情報を報告	診断した医師が最寄りの保健所を通じて都道府県知事(政令市長)に届出
	26 RSウイルス感染症		
	27 咽頭結膜熱		
	28 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		
	29 感染性胃腸炎		
	30 水痘		
	31 手足口病		
	32 伝染性紅斑		
	33 突発性発しん		
	34 ヘルパンギーナ		
	35 流行性耳下腺炎		
	【急性呼吸器感染症(ARI) 定点】		
	36-1 急性呼吸器感染症(インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、RSウイルス感染症、咽頭結膜炎、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。)		
	36-2 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)		
	36-3 新型コロナウイルス感染症(令和5年5月8日に移行)		
	【眼科定点】		
	37 急性出血性結膜炎		
	38 流行性角結膜炎		
	【性感症定点】		
	39 性器クラミジア感染症		
	40 性器ヘルペスウイルス感染症		
	41 尖圭コンジローマ		
	42 淋菌感染症		
	【基幹定点】		
43 感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る。)(平成25年10月14日追加。)			
44 クラミジア肺炎(オウム病を除く。)			
45 細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)			
46 マイコプラズマ肺炎			
47 無菌性髄膜炎			
48 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症			
49 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症			
法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症	1 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般的に認められている医学的見地に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものの	感染症発生動向調査事業で指定された医療機関で診断したときに直ちに	診断した医師が最寄りの保健所を通じて都道府県知事(政令市長)に届出
新型インフルエンザ等感染症	1 該当なし	診断したら直ちに	診断した医師が最寄りの保健所を通じて都道府県知事(政令市長)に届出